

令和3年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

令和2年9月8日

1. 冒頭（研究提案に当たっての注意点）について

- ・ 募集対象とする研究課題の記載を、第2章2.1公募の対象となる領域等から移動。

「地球規模課題の解決及び科学技術の向上に資するとともに、開発途上国において、課題解決のための研究開発の実施及び研究者の能力向上に対するニーズが高く、かつ、共同研究の成果を、当該開発途上国をはじめ、広く社会に還元する構想を有する研究課題を募集対象とします。日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる調査等、また、成果が一国にしか還元できない研究等は、対象外とします。」

（参考：公募要領 冒頭の枠内、p.1）

- ・ 令和3年度の公募においては、新型コロナウイルス感染症による影響（相手国への渡航制限等）を考慮する必要があることを追記。

（参考：公募要領 冒頭の枠内最下部、p.1）

- ・ 1課題あたりのJICA経費として、間接経費有りの場合、間接経費無しの場合を分けて記載。

（参考：冒頭の3.研究提案を募集する分野・領域の概要 表のJST/JICA経費の列、p.2）

2. 研究分野・領域について

- ・ 防災領域の研究課題の例を追加。

新型コロナウイルス感染症禍における災害対策のあり方及びレジリエンスの総合力向上に関する研究

（参考：公募要領 第2章2.1公募の対象となる領域等 (3)防災分野の最下行、p.27）

3. 研究費について

- ・ 1課題あたりのJICA経費として、間接経費有りの場合、間接経費無しの場合を分けて記載。

（参考：公募要領 第2章2.5研究費の(2)JICA ODA事業経費の2～3行目、p.29）

4. 留意事項について

- ・ 分類し、順序を入れ替えた。

- ・ 相手国内の活動地域における治安状況や情勢と同様、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によっては同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮されることがあることを追記。

（参考：第2章2.10.2留意事項【地域バランスおよび対象国について】の5つ目、p.38）

- ・ 選考の過程において、SATREPS案件に関する国際約束の見通しが立たない場合、その点も考慮に入れることがあることを追記。

（参考：第2章2.10.2留意事項【地域バランスおよび対象国について】の6つ目、p.39）

- ・ ODA の視点として、ODA で実施することに対する研究提案者の認識を修正。
研究提案者が、単なる研究資金獲得ではなく、ODA の枠組みで共同研究を実施する意義・必要性を正しく認識していること。基礎研究のみの取り組みではなく、社会実装を目指す事業として認識していること。

(参考：公募要領 第2章 2.10.2 留意事項【ODA の視点】の5つ目、p.41)

5. ODA による技術協力の概要について

- ・ 採否にかかるプロセスについて下記を追記。
SATREPS プロジェクトにおけるこの採否にかかるプロセスは、相手国からの協力要請と日本側研究代表機関の提案書の両方が揃っているプロジェクトのみを（どちらか片方だけでは不可）、JST が設置する委員会で検討し、日本国政府から相手国政府に対して大使館を通じプロジェクト採択の通知を行います。また、上述していますが、討議議事録（R/D）の署名がなされるまで、「条件付採択」となります。

(参考：公募要領 第4章 4.4(1)協力要請からプロジェクトの検討・採択まで、10～14行目、p.56)

- ・ 討議議事録（R/D）の署名について下記を追記。
プロジェクトの協力期間を定義し、相手国に提示します。PDM や PO は R/D の添付書類となります。
SATREPS では、討議議事録（R/D：Record of Discussions）が署名された時点で、条件付採択から採択となります。

(参考：公募要領 第4章 4.4(3)討議議事録（R/D）の署名、6～9行目、p.58)

- ・ JICA 事業契約書の締結に関して下記を追記。
R/D がプロジェクト実施の根拠となります。R/D の締結後、JICA と研究代表機関との間で事業契約書が締結され、プロジェクトが開始されます。事業契約書は、R/D で定められたプロジェクト終了期間まで契約する事が可能です。事業契約書の内容を踏まえて、プロジェクト目標を達成すべく専門家派遣（在外研究員派遣）、研修員受入（研究員受入）、機材供与等の必要な投入が行われることとなります。

(参考：公募要領 第4章 4.4(4)事業契約書の締結、1～5行目、p.58)

- ・ JICA 側経費の支出根拠は事業契約書であることを追記。

(参考：公募要領 第4章 4.4(5)実施上の留意点の4行目、p.58)

- ・ 1 課題あたりの JICA 事業経費、事業契約書、業務調整員について、間接経費有りの場合、間接経費無しの場合を分けて記載。

(参考：第4章 4.5.4(1)事業契約書作成にあたってのプロジェクトの計画策定 1～3行目、p.60)

- ・ 事業契約に含める事が可能な費目として「②現地での研究に必要な経費」を追加。

(参考：公募要領 第4章 4.5.4(3)事業契約書における支出可能な経費の表中、p.62)

6. 応募に際しての注意事項

- ・ 各国・地域の治安状況に応じた安全対策に関する項目を追加。

(参考：公募要領 第5章 5.18.2の(1)各国・地域の治安状況に応じた安全対策について、p.83)

7. その他

- ・オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本運用方針ガイドラインを追記。
(参考：第 1 章 1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについての 2 つ目の○、p. 18)
- ・バイアウト経費については今後、事務処理説明書等で定める旨を追記。
(参考：公募要領 第 3 章 3.4.1 直接経費の d. その他、p. 44/5.9 府省共通経費取扱区分表についての 7 行目、p. 76)
- ・出産・子育て・介護支援制度の「男女共同参画促進費」の上限金額を月額 30 万円へ増額。
(参考：公募要領 第 3 章 3.9.1 出産・子育て・介護支援制度の 5 行目、p. 52)
- ・JREC-IN Portal について、項目を追加。
(参考：公募要領 第 3 章 3.9.2JREC-IN Portal について、p. 52)
- ・博士課程（後期）学生の処遇の改善に関して、具体的な内容を追記。
(参考：公募要領 第 5 章 5.13 博士課程（後期）学生の処遇の改善についての全体、p. 78)
- ・プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の研究活動等について、項目を追加。
(参考：第 5 章 5.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等、p. 80)
- ・論文謝辞等における体系的番号の記載に関する項目を追加。
(参考：公募要領 第 5 章 5.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について、p. 86)
- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度に関する項目を追加。
(参考：公募要領 第 5 章 5.30 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について、p. 94)

8. Q&A・お問合せ

- ・分類を見直し、順序を入れ替えた。
- ・コロナウイルス感染症の影響の考え方について Q&A を追加。
(参考：公募要領 Q&A・お問合せの 1. 令和 3 年度公募全般に関すること、3 つ目の Q&A、p. 100)
- ・様式 7、様式 8 に関して例年問合せの多かった内容について Q&A を追加。
(参考：公募要領 Q&A・お問合せの 4. 提案書や e-Rad での応募について、2~4 つ目の Q&A、p. 106)
- ・ODA による技術協力や ODA 要請書に関するお問合せ窓口の E-mail アドレスを変更。
(参考：公募要領 Q&A・お問合せの 6. お問い合わせ窓口、p. 109)

9. 対象となる国（共同研究相手国）

- ・アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、ニジェール共和国、マリ共和国、南スーダン共和国が対象から外れた。
- ・トルコ共和国、スーダン共和国が対象に追加された。

（参考：公募要領 別添1、p.110）

10. 提案書様式

(1) 様式1（提案書）

- ・英語の課題名は、JICAの技術プロジェクトの表記ルールに則り、The Project for で始まるものとした。

（参考：公募要領 別添2 様式1の表中、(a)提案課題名（英語）、p.112）

(2) 様式2（研究課題構想）

- ・「6.(2) 研究題目ごとの相手国研究機関との共同・分担等について」の表において、研究題目ごとの相手国研究機関との共同・分担等の表のみ、横向きにすることや、表中の行間を詰めることを可能とした。

（参考：公募要領 別添2 様式2の6.(2)、p.117）

(3) 様式5（相手国研究機関実施体制）

- ・相手国の研究代表機関の研究代表者の共同研究における役割を記述する行を設けた。

（参考：公募要領 別添2 様式5の1. 相手国の研究代表機関の研究代表者、表の4行目、p.125）

以上